

平成 24 年度 定時評議員会議事録

1 日 時 平成 24 年 6 月 22 日 (金) 15:00~15:40

2 場 所 ホテルライフオート札幌 4F アニマート

3 定足数の報告

(出席評議員)

上杉評議員、佐々木評議員、長島評議員、小林評議員、柳内評議員、山下評議員、大山評議員、紺屋評議員、植田評議員、大橋評議員、下野評議員、渡辺評議員、勝見評議員、山崎評議員、小野評議員、荻野評議員、岩井評議員、米田評議員、北野評議員、小谷評議員、赤田評議員、三浦評議員、佐伯評議員、塚田評議員、今泉評議員、阿部評議員、張江評議員、松岡評議員、長澤評議員、森評議員、小野塚評議員、山本評議員、藤原評議員

(欠席評議員)

林評議員、青柳評議員、四日市評議員、飯島評議員、岩崎評議員、藤岡評議員、山田評議員、牧評議員、荻根澤評議員、笹川評議員、宮永評議員、野呂評議員、田島評議員、秋野評議員、須藤評議員、藤ヶ森評議員

評議員総数 49 名のうち出席評議員 33 名、欠席評議員 16 名、本会定款第 20 条第 1 項に基づき本評議員会が成立。

4 開会挨拶 (堀会長)

- ・ 評議員会出席に対する謝辞
- ・ 評議員会に先立ち、一言、挨拶を申し上げます。

爽やかな初夏の訪れとともに、全道各地において各種のスポーツが盛んに行われる本格的なシーズンになってきました。皆様方もすでに承知の通り、私ども北海道体育協会は北海道より 3 月 21 日に公益財団法人として認定を受け、その後、移行登記を済ませて、晴れて 4 月 1 日に公益財団法人北海道体育協会となりました。本日は新生公益財団法人として初めての評議員会となります。

さて、今年はオリンピックイヤーです。1 か月後には第 30 回オリンピック競技会がロンドンで開催されます。すでに陸上競技の福島 千里選手や右代 啓祐選手のほか、ボクシング、卓球、バドミントン競技等から、前回北京大会は 13 名の道産子が参加しましたが、今回はこれを上回る道産子選手の出場が見込まれています。これもひとえに加盟団体の連携と育成強化の賜物であり、関係する皆様方の尽力に敬意を表し、皆様方とともに道産子選手のロンドンでの活躍を大いに期待したいと思います。

本日の評議員会は、平成 23 年度の収支決算案、そして評議員及び役員費用弁償に関する規程の改正の協議事項 2 件、報告事項 4 件について諮りますので、審議をお願いします。

結びになりますが、昭和 7 年に創立した本会が、このたび 80 周年を迎え、この記念すべき年に公益財団法人北海道体育協会としての第一歩を踏み出すことができました。これも評議員ならびに支援をいただいています皆様方の理解と協力の賜物であり、今後とも一層の尽力を賜りますようお願いして開会の挨拶とします。

5 議長選出

事務局次長から、本会定款第 19 条第 5 項の規定により、議長の選出について諮ったところ、事務局一任の声を受け、評議員の同意を得て、山下評議員が選出された。

6 議事録署名人の選任

議長から、本会定款第23条第2項の規定により、議事録署名人の選任について諮ったところ、評議員の同意を得て、下野評議員、山本評議員を議事録署名人に選任した。

7 議事

・報告事項

(1) 平成23年度事業報告について（報告第1号）

倉事務局長から資料1ページから9ページを説明、その内容は次のとおりである。

まず最初に、1の北海道予選会及び国体への選手団の派遣について、(1)の道予選会は、本大会及び冬季大会合わせて8,384名の参加により実施しました。(2)の国体への選手団の派遣ですが、これは第66回、本大会は山口県、779名の選手団を派遣したところです。成績ですが、総合成績は天皇杯第10位、皇后杯第7位で、皇后杯で入賞を獲得したところです。また、第67回の国体冬季大会はスケート、アイスホッケー競技会が岐阜県と愛知県で、スキー競技は岐阜県で開催され、合わせて160名の選手団を派遣し、この第67回国体冬季大会終了時点で天皇杯は1位、皇后杯は2位を獲得しているところです。

次に、3の競技力向上対策の充実ですが、23年度においても(1)の指導者養成事業や合宿を中心とし、(2)の選手強化事業、そして(3)のスポーツ医・科学トータルサポート事業などを実施したところです。さらに23年度から新たに実施した(4)の北のスポーツ王国推進事業は、記載のとおり、道内のジュニア層から選抜された選手による強化合宿や医・科学サポートを行いました。そして(5)の競技団体強化対策事業では、競技団体が実施した強化対策事業への助成を行ったところです。

次に、4のスポーツ医・科学研究の推進ですが、競技力の向上やスポーツによる外傷、傷害の排除などを目的として、記載の研究テーマごとにスポーツ科学委員会で、医科学研究を引き続き行ったところです。

次に、5の生涯スポーツの充実促進ですが、生涯スポーツ社会の実現を目指し、(1)の地方体育協会活動促進事業として地方体育協会連絡協議会の事業に助成をするとともに、次のページの(3)スポーツ指導者研修会等の事業では①の北海道スポーツ指導者研修会を始め、②から⑤に記載の各種研修会や講習会を実施し、指導者の資質の向上を図ったところです。

次に、5ページの6総合型地域スポーツクラブの育成・支援事業ですが、本事業を推進するために道体協に配置しているクラブ育成アドバイザー3名とともに総合型クラブの設立を進めています。記載の18の新規クラブの育成さらには設立後のクラブへの支援などを実施してきたところです。

次に、7の北方圏スポーツ交流の推進ですが、カナダ・アルバータ州との交流は、11月にスピードスケートの選手団を受け入れし、帯広市、釧路市、札幌市で友好親善を深めたところです。なお中国・黒竜江省との交流は、先般の理事会で報告したとおり休止としています。

次に、8の日韓スポーツ交流の開催ですが、この事業は日体協からの委託事業で、昨年同様スケート、アイスホッケー、カーリングの3競技について、両国の中学生を対象に記載のとおり派遣、受入の相互交流を実施しました。次に、(2)の日韓地域交流ですが、アイスホッケー1団体による地域間交流を実施したところです。

次に、9の日中スポーツ交流の開催ですが、これも日体協からの委託事業で、札幌市体育協会がフェンシング競技で中国との交流を深めたところです。

次に、10のスポーツ少年団の育成・充実ですが、前年度と同様に競技別交流大会への派遣や、リーダー養成など(1)から8ページの(7)までの各事業を実施したところです。

次に、11のスポーツ功績者等顕彰は、昨年6月23日に第28回表彰式を挙行し、37個人と17団体を表彰しました。

次に、12の広報活動の充実については、引き続き道体協ニュースを年2回発行するとともに、道体協のホームページの充実を図り、広く道民へスポーツ情報の提供を行ってきました。

次に、13の道立総合体育センターの管理運営ですが、指定管理者の指定を受け、2年目の23年度においても、引き続き適切な管理運営に努めてきたところです。特に、指定管理者として指定を受ける際に

道の教育委員会から示された運営目標数について、記載しているようにセンターの利用者数を除き、いずれも目標を上回ったところです。

なお、利用者数の減は、昨年3月11日の大震災の影響により、全国大会開催等による利用へのキャンセルがあったことによるものです。

以上、平成23年度事業について報告しました。

報告第1号について諮ったところ了承された。

(2) 公益財団法人移行認定について (報告第2号)

倉事務局長から資料10ページから11ページを説明、その内容は次のとおりである。

公益財団法人認定への申請作業は平成21年度から行ってきました。道との協議では、新定款の目的や新定款での加盟団体及びスポーツ少年団の位置付などや指定管理事業の公益性、あるいは営利競争する場合の取り扱いなどを整理するのに多くの時間を要したところです。このような経過をたどり、昨年12月22日に申請し、本年3月21日に認定を受け、晴れて4月1日で公益財団法人北海道体育協会となりました。

以上、公益財団法人移行認定について報告しました。

報告第2号について諮ったところ了承された。

(3) 公益財団法人としての道体協の事業運営方針について (報告第3号)

倉事務局長から資料12ページを説明、その内容は次のとおりである。

道体協は、本年4月1日から公益財団法人として新たにスタートし、これを契機に「公益財団法人としての道体協の事業運営方針」をつくりました。

これまで運営方針の内容のとおり運営してきたのですが、公益認定をきっかけに、このような意識を常に持って各事業に取り組んでいくとの意思を示したものです。

目的は、道体協はスポーツ推進に関する事業を行い、スポーツを振興して、道民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図ることであり、これは、定款の目的と同じです。

事業運営の基本的な考え方は、1 公益性の追求、2 道内のスポーツ団体の総括、そして3 北海道のスポーツ施策の一部を担う公的機関として運営していくことです。

次の事業の概要は、道立総合体育センターの収益事業により得た収益を競技力向上事業、生涯スポーツ推進事業、スポーツ少年団育成事業、道立総合体育センター運営事業の公益事業に配賦することによって、公益性をより高めていくことを示しているものです。

このような運営方針をしっかりと踏まえて、質の高い公益事業の企画・実施に努めていきたいと考えています。

以上、公益財団法人としての道体協の事業運営方針について報告しました。

報告第3号について諮ったところ了承された。

(4) 第32回オリンピック競技大会東京招致に関する支援決議文について (報告第4号)

倉事務局長から資料13ページを説明、その内容は次のとおりである。

東京オリンピック誘致の関係ですが、4年前にも日体協経由で東京オリンピック組織委員会に決議文を提出しましたが、今回も日体協から要請を受けたので提出したいと考えています。

以上、第32回オリンピック競技大会東京招致に関する支援決議文について報告しました。

報告第4号について諮ったところ了承された。

・協議事項

(1) 平成23年度会計収入・支出決算ならびに監査報告について (議案第1号)

倉事務局長から資料14ページから39ページを説明、その内容は次のとおりである。

資料の14ページから26ページまでは各会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書であり、説明は個

別の収支計算書をもって説明させていただきます。27 ページは、収支計算書の総括表であり、28 ページからの個別の収支計算書で説明します。

初めに、一般会計について説明します。まず事業活動収支の部の1 事業活動収入ですが、中段の事業活動収入計のとおり、収入決算額は1 億 77,772 千 566 円となり、9,804 千 934 円の減となっています。主な増減ですが、減の大半は補助金等収入の民間補助金収入で、これは日体協からの補助金であり、9,196 千 142 円の減となっています。内容は、日韓、日中スポーツ交流事業への参加者の減や、宿泊料及び交通費関係の入札、見積もり合わせによる減です。増の大きなものとしては、雑収入の1,116 千 14 円で、これは少年団に対し事業協賛金があったことによるものです。

次に、2 の事業活動支出の部ですが、29 ページの事業活動支出計のとおり決算額 1 億 63,124 千 901 円となり 16,923 千 99 円の減となっています。この主な減ですが、28 ページの国体事業費の 3,193 千 932 円の減です。これは一般会計で国体の宿泊費の一部を計上したところですが、道費で国体の宿泊料を補てんできたために、一般会計からの支出を減とすることができたものです。

次に、スポーツ振興事業費 9,092 千 243 円の減ですが、これは日韓、日中スポーツ交流事業の参加者全員の宿泊料、交通費の入札、見積もり合わせによる減です。

次に、管理費支出 1,900 千 605 円の減ですが、これは雑支出から支出していた経費を他の科目へ変更したことや、本会で使用しているコピー機の利用回数の減、これは、コピーして書類を提出するよりもメールで提出することが多くなってきたために、賃借料の減となったものです。

以上、一般会計の収入、支出の部の主な増減を説明しましたが、この結果、29 ページの最後にあります当期収支差額が 103 千 740 円で、前期繰越収支差額が 19,826 千 58 円であることから、次期繰越収支差額は 19,929 千 798 円となり、これを平成 24 年度会計に繰り越すことになりました。

次に、特別会計の収支計算書について説明します。特別会計は 4 会計ありますが、そのうち最初の 30 ページの国民体育大会派遣費会計、これは北海道からの 100%補助金で全額執行しているので、説明を省かせてもらいます。

次のページ、競技力向上推進費会計は、2,664 千 769 円の執行残となっていますが、これは昨年、7 月に新たに予算措置された北のスポーツ王国推進事業の医科学関係の執行残であり、これは道に返納しています。よって、収支差額は零となっています。

次に、32 ページ、北海道立総合体育センター指定管理事業会計ですが、初めに事業活動収入の収入計のとおり、決算額 6 億 6,968 千 136 円で、7,496 千 657 円の収入増となっています。これは利用料金収入が年度当初は東北沖地震の影響で全国大会規模の利用に影響が出ましたが、年度後半から盛り返したことによるものです。

次に、事業活動支出ですが、事業活動支出計のとおり、決算額 6 億 15,782 千 823 円となり、5,468 千 588 円の減となっています。この減の主な内容は消耗品等の節約による減の他、燃料費や光熱水費の減です。以上の結果、当期収支差額は 8,814 千 687 円の減で、前期繰越収支差額が 48,627 千 481 円であることから、次期繰越収支差額は 39,812 千 794 円となっています。

次に、33 ページの免税募金ですが、当初は 3,000 千円を見込んでいましたが、1,250 千円となったところです。その結果、27 ページの総括表の次期繰越収支差額は 59,742 千 592 円となります。

次に、34 ページの財産目録について説明します。財産目録の資産の部の流動資産の現金預金、これは、全額金融機関に預け入れて、各会計毎の通帳で管理しています。未収入金は、体育センター利用料金 3 月分が主なものであり、これまでにすべて収納されています。負債の部の流動負債の未払金は 4 月支払分が主なものとなっています。預り金は本人負担分の社会保険料、所得税、住民税です。なお、未払金や預り金は 5 月末までに整理されています。

次に、固定資産の基本財産は、北海道銀行に 1,000 千円と野村証券に 1 億円を保有しています。なお北海道銀行の 1,000 千円は、本年 3 月 20 日に満期となっており、この取扱いについては、先般の理事会で決定した財産管理運用規程に基づき債券等を調査の上、9 月の理事会での審議を願いたいと考えています。

次に、特定資産ですが、退職給与引当預金は北海道銀行に 7,634 千 3 円、札幌市債で 9,997 千円を保

有しています。スポーツ振興特別積立では、郵貯銀行に 5,388 千 920 円と投資有価証券で野村証券に 31,540 千 500 円、北海道銀行に 7,429 千 939 円、また、北海道銀行に定期で 32,185 千円を預けています。南部忠平記念事業積立金は、投資有価証券で野村証券に 5,299 千 500 円、北海道銀行に 6,126 千 561 円、また、北海道銀行に定期で 6,017 千 416 円を預けています。スポーツ少年団調整基金は、中央三井信託銀行に 5,726 千 804 円を預けています。昨年の 5 月に北海道による検査で、基本財産と特定資産の一部について、公益法人会計基準では満期保有目的の債券で、資産の時価が著しく下落した時は、時価をもって貸借対照表価額とすると定められているとの指導を受けました。このことから、37 ページの財務諸表に対する注記の 9 の満期保有目的の債券の内訳ならびに帳簿価額、時価及び評価損益では、基本財産の債券は時価下落率は 50% を超えていないため帳簿価額は 1 億円とし、時価は 63,260 千円で、評価損益は 36,740 千円となりますが、この債券は満期時には 1 億円で償還されます。なお、この債券の配当額は、本年度 3 月 30 日現在までで 9,812 千 500 円となっています。

次に、特定資産のスポーツ振興特別積立金の債券は、購入価格が 85,000 千円のところ、本年 3 月 30 日現在の時価が 31,540 千 500 円で、時価下落率が 50% を超えたことで、帳簿価額は時価で記載しています。

次の南部忠平記念事業積立金の債券は、購入価格が 15,000 千円のところ、本年 3 月 30 日現在の時価が 5,299 千 500 円で、時価下落率が 50% を超えたことで、帳簿価額は時価で記載しています。このスポーツ振興と南部の 2 つの債券の今までの配当額は、24,658 千 750 円となっています。なお、基本財産の債券を含めた 3 つの債券は、平成 18 年度の理事会決定のとおり、満期まで保有する考えです。

それでは再び財産目録に戻り、北海道銀行から購入の 2 つの投資信託は、購入価格が 21,824 千 385 円で、時価が 13,556 千 500 円となっています。なお、この投資信託は満期保有目的ではないため、注記には記載していません。また、この投資信託は、今まで得た配当額は、5,598 千 985 円となっていますが、この信託の今後の管理、運用の方法は経済状況等を考慮し、理事会において、判断を得ることと考えています。

次に、負債の部の未払金等は、すべて支払済みとなっています。

次に、その他の固定資産ですが、茨戸のセンターが 52,292 千 95 円。車両が 1 円。さらに什器備品が 1,969 千 366 円となっています。

以上、流動資産と固定資産の合計から、流動負債と固定負債の合計を差し引いた 3 億 14,718 千 694 円が正味財産となっています。

以上、平成 23 年度会計収入・支出決算案について説明しました。

・監査報告について嶋倉監事から次のように報告された。

3 人の監事を代表して私の方から監査報告をさせていただきます。去る 5 月 29 日、道立総合体育センター 2 階、中研修室で太田監事、大野監事、そして私の 3 人で公益財団法人北海道体育協会、平成 23 年度事業報告ならびに財務諸表、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録ならびに収支計算書について監査を実施しました。その結果、資料 39 ページに掲載している監査報告書のとおり適正に処理されていることを確認したので報告します。

第 1 号議案について諮ったところ承認された。

(2) 役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関する規程について (議案第 2 号)

倉事務局長から資料 40 ページを説明、その内容は次のとおりである。

本会が、本年 4 月 1 日から公益財団法人となったことにより、現行の規程中の文言整理が主なものです。改正箇所は、第 1 条及び第 2 条にある財団法人の前に公益の 2 文字の挿入と、定款を多少、改正したことによる条数の変更によるものです。なお、施行は本日付と考えています。

以上、役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関する規程について説明しました。

第 2 号議案について諮ったところ承認された。

8 その他

9 閉会 会長から閉会の挨拶

10 評議員会に出席した理事及び監事の氏名

理 事

堀 達也、勇崎 恒也、鎌田 昌市、石橋 弘次、霜觸 寛、白髭 俊徳、山中 宏美、徳岡 肇、
山口 理喜三、八木 真理、森野 和泰、川端 茂夫、伊藤 献一、星井 國美、新村 治、
柏谷 良雄、榎川 順司、伊藤 礼子、久保田 敏夫、青木 喜満

監 事

嶋倉 昭、太田 三夫、大野 憲義

11 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名


事務局長 倉 隆久、事務局次長 山口 淳一

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人は署名押印する。

平成 24 年度定時評議員会

平成 24 年 6 月 22 日

議長 山下 宏 

議事録署名人 下野 護也 

議事録署名人 山本 理人 